

公 告

北鈴蘭台駅前地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画の縦覧について

都市再開発法第83条第1項の規定に基づき、北鈴蘭台駅前地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画を以下のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業の施行地区内の土地又は土地に定着する物件に関し権利を有する者及び特定事業参加者は、縦覧される権利変換計画について意見があるときは、同法第83条第2項の規定に基づき、縦覧期間内に施行者に意見書を提出することができる。

令和元年6月26日

施行者 北鈴蘭台駅前再開発株式会社

代表取締役 大寺直秀



1. 権利変換計画の縦覧開始の日

令和元年6月28日（金）

2. 権利変換計画の縦覧場所

神戸市中央区雲井通5丁目3番1号 サンプル9階

一般財団法人神戸すまいまちづくり公社内

北鈴蘭台駅前再開発株式会社

3. 権利変換計画の縦覧の期間及び時間

期間：令和元年6月28日（金）から令和元年7月12日（金）まで

（ただし土曜、日曜、祝日を除く）

時間：午前8時45分から午後5時30分まで

4. 意見書の提出先

〒651-0096 神戸市中央区雲井通5丁目3番1号 サンプル9階

一般財団法人神戸すまいまちづくり公社内

北鈴蘭台駅前再開発株式会社

以上